

板橋区住民基本台帳関連課と戸籍住民課の
連携による不現住者等の調査要綱実施細目

(令和5年2月21日部長決定)

(趣旨)

第1条 この細目は、板橋区住民基本台帳関連課と戸籍住民課の連携による不現住者等の調査要綱（令和5年2月28日区長決定。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(関連課)

第2条 要綱第2条第2項で定める関連課は、別表1に定めるものとする。ただし、区民文化部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(不現住者調査票及び不現住者調査連絡票の様式)

第3条 要綱第3条に規定する「不現住者調査票」は別記第1号様式のとおり、「不現住者調査連絡票」は別記第2号様式のとおり定める。

(所管区域)

第4条 要綱第6条第3項に規定する所管区域は、別表2のとおり定める。

(職権消除の通知の様式)

第5条 要綱第11条に規定する通知文は、別記第3号様式のとおり定める。

付 則

この細目は、令和5年3月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

総務部課税課
総務部納税課
健康生きがい部介護保険課
健康生きがい部国保年金課
健康生きがい部後期高齢医療制度課
選挙管理委員会事務局
子ども家庭総合支援センター

別表 2（第 4 条関係）

担当	不現住調査地区
仲町区民事務所	大山金井町・熊野町・中丸町・南町・大山町・大山西町・幸町・中板橋・仲町・弥生町・大谷口上町・大谷口一～二丁目・向原一～三丁目
常盤台区民事務所	双葉町・富士見町・大和町・大谷口北町・小茂根一～五丁目・上板橋一～三丁目・常盤台一～四丁目・南常盤台一～二丁目・東新町一～二丁目・桜川一～三丁目・東山町
志村坂上区民事務所	志村一～三丁目・小豆沢一～四丁目・蓮沼町・大原町・泉町・清水町・宮本町・前野町一～六丁目
蓮根区民事務所	蓮根一～三丁目・坂下一～三丁目・東坂下一～二丁目・相生町・舟渡一～四丁目・中台一～三丁目・若木一～三丁目・西台一丁目・西台四丁目
下赤塚区民事務所	赤塚一～八丁目・赤塚新町一～三丁目・四葉一～二丁目・大門・三園一丁目・成増一～五丁目・徳丸三～四丁目
高島平区民事務所	高島平一～九丁目・新河岸一～三丁目・三園二丁目・西台二～三丁目・徳丸一～二丁目・徳丸五～八丁目
戸籍住民課	板橋一～四丁目・加賀一～二丁目・稲荷台・仲宿・本町・大山東町・氷川町・栄町

第1号様式（第3条関係）

発 送		不連第 号		年 月 日		不 現 住 者 調 査 票						
板橋区				丁目 番 号		方書						
世帯主氏名						調査区分		全 部 ・ 一 部 ()				
事 件 本 人	氏 名		生 年 月 日		性 別	続 柄	住 定 年 月 日		備 考			
			年 月 日		男・女		年 月 日					
			年 月 日		男・女		年 月 日					
			年 月 日		男・女		年 月 日					
			年 月 日		男・女		年 月 日					
調 査 の 状 況	調 査 年 月 日		所 属 氏 名		発 見 事 由	1 通知書等の返戻		不 現 住 区 分	1 未届転出（居）			
	年 月 日		電 話			2 関係人からの申立			2 行先不明			
						3			3			
	申 立 ・ 聴 取 内 容 等	不現住（推定）		年 月 日		異動先住所等						
		住 所					連 絡 先					
		氏 名					関 係	管理人・家主・現住者・				
		申立書	1 添付あり	2 添付なし	3 その他 ()							
	経 過											
関 連 課 照 合 状 況	課 税 課		納 税 課		国 保 年 金 課							
	現年度申告 有 { 普・無 } 徴収No. 有・無 公示送達 有・無		年度 { 期 月 現在 普・特 } 督促状 公示送達 有・無 催告書 発送・返戻		年金記号番号			国保記号番号				
					最終納付 年 月 分			最終納付 { 年度 月 分 年 月 日 }				
	年 月 日照合		年 月 日照合		年 月 日照合			年 月 日照合				
関 連 課 処 理 欄												

発 送		不連第 号		年 月 日		不 現 住 者 調 査 連 絡 票						
板橋区				丁目 番		号		方書				
世帯主氏名						調査区分		全 部 ・ 一 部 ()				
事 件 本 人	氏 名		生 年 月 日		性 別	続 柄	住 定 年 月 日		備 考			
			年 月 日		男 ・ 女		年 月 日					
			年 月 日		男 ・ 女		年 月 日					
			年 月 日		男 ・ 女		年 月 日					
			年 月 日		男 ・ 女		年 月 日					
調 査 の 状 況	調 査 年 月 日		所 属 氏 名		発 見 事 由	1 通知書等の返戻		不 現 住 区 分	1 未届転出 (居)			
	年 月 日		電 話			2 関係人からの申立			2 行先不明			
					3				3			
	申 立 ・ 聴 取 内 容 等	不 現 住 (推 定)		年 月 日		異 動 先 住 所 等						
		住 所				連 絡 先						
		氏 名				関 係	管理人・家主・現住者・					
	申立書	1 添付あり 2 添付なし 3 その他 ()										
	経 過											
関 連 課 照 合 状 況	課 税 課		納 税 課		国 保 年 金 課							
	現年度申告 有 { 普 ・ 無 特 }		年度 { 期 月 現在 普 ・ 特 }		年金記号番号			国保記号番号				
	徴収No. 公示送達 有 ・ 無		督促状 公示送達 有 ・ 無 催告書 発送 ・ 返戻		最終納付 年 月 分			最終納付 { 年度 年 月 月 分 日 }				
	年 月 日照合		年 月 日照合		年 月 日照合			年 月 日照合				
区 民 事 務 所 処 理 欄	受付日 年 月 日		調査確認 年 月 日		確認方法		訪問 ・ 電話 ・ 郵便 ・					
	① 職権消除 年 月 日	② 修正項目 年 月 日	③ 理由等 年 月 日									
	不 転出 指導 年 月 日	現 異動 年 月 日	住 転居 届出 年 月 日									
調査経過												

東京都板橋区長

住民票の職権消除について（通知）

あなたが届け出ている、板橋区内における住所地の居住実態に疑義が生じたため、確認及び調査を行ったところ、下記の住所地にあなたが居住していないことを確認しました。そのため、住民基本台帳法第8条及び同法施行令第12条第1項の規定に基づき、あなたの住民票を下記のとおり消除しましたので、同法施行令第12条第4項前段の規定により通知します。

記

- 1 消除日
- 2 消除理由
- 3 対象者

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。